# 令和元年度 第1回 赤穂市障害者自立支援協議会

- 1 開催日時 令和元年7月31日(水) 13:30~15:30
- 2 開催場所 赤穂市役所 2階 204 会議室
- 3 出席者
- (1) 委員

児嶋佳文、内海貴美子、渋谷雅也、深井光浩、大野孝彦、木村佳史、兼田静子、溝端善子、柿本裕 一、河本学、前田智子、古森雄三

(2) 事務局

西田健康福祉部長、丸尾社会福祉課長、松田障がい福祉係長、田中主査、兒島事務員 柳井相談員(赤穂市障がい者基幹相談支援センター)

4 欠席者

冨田千賀、中川裕美子、小田正勝

- 5 報告事項
  - 1) 第5期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況(平成30年度)について【資料1】
  - 2) 平成30年度障がい者手帳等所持者数について【資料2】
  - 3) 平成30年度優先調達実績について【資料3】
  - 4) 平成30年度各施設等における一般就労状況等について【資料4】
  - 5) 平成30年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について【資料5】
  - 6)地域生活支援拠点等に係る取り組みについて【資料6】
  - 7) 新規事業所の開設について【資料7】
  - 8) ヘルプマークの運用状況について【資料8】
  - 9) 手話言語条例関連の取り組み状況について【資料9】
- 6 協議事項
  - 1) 令和元年度赤穂市障害者自立支援協議会・各部会活動予定等について【資料 10】
- 7 情報提供・意見交換
  - 1)「平成30年度西播磨障害者就業・生活支援センター活動実績」
  - 2) 「医療的ケア児への対応」(赤穂市教育委員会)
- 8 その他
- 9 閉会

#### 事務局

失礼をいたします。それでは時間が参りましたので、ただいまより、令和元年度第1回赤穂 市障害者自立支援協議会を開会いたします。

まずはじめに、本協議会は、本協議会設置要綱第7条の規定で公開することとなっておりますが、開始15分前までに傍聴の希望申し出がございませんでしたので、その旨ご報告いたし

ます。

(欠席者報告)

(資料確認)

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。次第の 2 健康福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

#### 部長

皆さんこんにちは。本日は今年度第 1 回目の協議会開催ということで、お忙しいところお 集まりいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には昨年より任期 2 年目の委 員の皆様、引き続きよろしくお願いいたします。また、今年度異動等で新たに就任いただきま した方、1 年間どうぞよろしくお願いいたします。

この協議会では、お手元の設置要綱にございますとおり、赤穂市の障がい福祉に関するシステム作りに関し中核的な役割を果たす定期的な協議の場ということで設置されております。会議では報告事項の説明、協議会のご審議、それからそれぞれのお立場からのご意見、意見交換をいただきまして行っていきたいと思っております。後ほど報告事項で説明がございますが、現在手帳を所持されている方、障がい福祉サービスを受けておられる方は延3,000人強いらっしゃいます。それぞれの多様なニーズに応じることができますよう、本協議会の皆様と一緒に障がいのある人が今以上により安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指していきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 事務局

次に次第の3に移ります。先ほど部長のあいさつにもありましたが、この自立支援協議会、 任期2年目となっておりますが、新たにご就任いただいた委員もございますので、お一人ず つ自己紹介をいただけたらと思います。お配りしております出席者名簿、そちらの名簿順で皆 様からごあいさついただけたらと思います。

(各自自己紹介)

## 事務局

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。次に次第4会長及び会長職 務代理者の選出に移ります。

委員の皆様には、昨年から2年間本協議会の委員をお願いしており、昨年度第1回目の協議会におきまして、会長につきましては赤穂市社会福祉協議会の小寺委員、職務代理者につきましては赤穂特別支援学校の原田委員にお願いしておりました。それぞれの委員につきましては、赤穂市社会福祉協議会の役員改選、赤穂特別支援学校の人事異動等に伴いまして、それぞれ退任されております。新たに会長と職務代理者を選任する必要がございます。お配りして

おります赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱第5条第1項の規定によりまして、「協議会に会長をおき、委員の互選によってこれを定める」とされております。その関係もありまして、この会議の場をもちまして会長を選出していただきたいと思うのですが、どなたか選出等に関しましてご意見等はございませんでしょうか。

# 委 員

事務局一任。

# 事務局

ありがとうございます。事務局一任のお声がありましたので、事務局から提案させていただ きたいと思います。

それでは会長につきましては赤穂市社会福祉協議会の児嶋委員、職務代理者につきまして は赤穂特別支援学校の内海委員にお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

### 各委員

異議なし。

#### 事務局

ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、会長につきましては赤穂市 社会福祉協議会の児嶋委員、会長職務代理者には赤穂特別支援学校の内海委員にお願いいた します。それでは児嶋会長、前の席にお移りください。

(席移動)

会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

#### 会 長

失礼いたします。ただいま小寺会長の後任に会長のご指名をいただきました社協の児嶋と 申します。改めましてよろしくお願いをしたいと思います。

今日も酷暑ということで、梅雨明けが遅い年は冷夏になるんじゃないかというような天気 予報も出たんですけれども、そんな事はなく猛暑、猛暑、酷暑で。私も昨日神戸に出張しとっ たんですけれど、もう汗だくで、その後の公務といいますか、ちょっとそれが困ったなという ことでございました。

この協議会につきましては、市内の障がい者福祉に携われております関係機関の皆様が一同に会する協議の場というふうに思っております。委員の皆様からの情報提供やそれぞれのお立場で抱えられている課題等の情報共有、さらには関係機関相互の連携を図りながら取り組みを進めまして、赤穂市の障がい福祉の推進、充実につなげて参りたいと考えておりますの

で、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、報告事項が7件、協議事項については2件予定をされています。この協議会が有意義なものとなりますようご協力をお願いいたしまして、ごあいさつと代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局

ありがとうございました。

それではこの後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条1項の規定によりまして、 会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

# 会 長

はい、それではここからは私の方で進行をさせていただきます。議事の進行にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

まず次第の5報告事項に入ります。まず(1)第5期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

# 事務局

それでは、第5期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況について資料1のPDCAシートをもとにご説明させていただきます。お手元の資料1と後ろについております参考資料をご説明させていただきます。こちらのPDCAシートにつきましては、本来であれば県の方から配布されます第5期福祉計画に係るPDCAシートで報告させていただくところでありますが、県の方から市町への配布が9月後半になるとのことで本日の協議会に間に合わないことから、第4期のPDCAシートを準用しておりますことをご了承いただきたいと思います。2枚目には活動指標に係るサービス概要を参考につけさせていただいておりますので、あわせてご確認をお願いします。

資料 1 は毎年報告させていただいているものとなります。国保連合会の実績値による平成30 年度の確定値ということで報告させていただきます。上からですが、第 5 期計画で掲げた成果目標として3 つの項目がございます。福祉施設の入所者の地域生活への移行についてですが、平成28 年度の入所者数62 人の9%の6 人が令和2 年度に地域移行することを目標としております。平成30 年度までの累計で3 人が地域移行いたしましたので、平成30 年度計画2人に対して計画比は150.0%となっております。施設入所者について、平成30 年度計画は平成28 年度基準値62人に対して1人減の61人と設定しておりました。一方実績につきましては、平成28 年度基準値62人に対して増減なしの62人となっております。

続いて、地域生活支援拠点の整備につきましては、障がいのある人の高齢・重度化を見据え、

障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を構築するもので、本市におきましては、平成 29 年度より既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携できる体制の整備を図っているという ことで、設置済ということでございます。

3つ目に福祉施設から一般就労への移行についてですが、一般就労の目標数については、平成28年度実績の1.5倍の14人を目標としております。平成30年度実績は10人で計画11人に対して計画比は90.9%となっております。詳細につきましては、報告事項(4)でご説明させていただきます。就労移行支援事業の利用者数も、平成30年度8人の計画に対して8人の実績となっております。就労移行率3割以上の事業所については、3カ所中2カ所の計画としておりましたが、1ヵ所のみが達成ということになっております。

以上が成果目標になりますが、その成果目標を達成するために必要となるサービス提供量である活動指標についてご説明いたします。表の左側が障害福祉サービス、右側が地域生活支援事業についてであります。それぞれのサービスについて計画で定めた当初見込みと、年度末の実績値を記載しております。表下部の当該年度の評価に記載しておりますが、計画に対する計画比が100%以下のサービスは重度訪問介護を除く訪問系サービス、居住系サービスの共同生活援助、障害児相談支援等であります。これは前期実績の推移から算出した計画より利用者が少なかったことや、障がいの特性による受け入れ体制が確保されていないなどが要因として考えられます。また、障害児相談支援については、セルフプラン利用者が未だ63名おられますので、今後これらの方々が相談支援事業所の利用を開始すれば、実績も上がってくるものと考えております。

逆に、計画に対する計画比が 100%以上のサービスは、訪問系サービスの重度訪問介護、就 労系のサービスや障害児通所系サービスですが、就労系サービスにつきましては、他部署との 連携で社会参加促進の観点から利用者数が増加傾向にあること、障害児通所系サービスにつき ましては受入れ態勢の充実、連携体制の強化が図られたことが需要の掘り起こしにつながった ことが主な要因と考えております。

地域生活支援事業の活動指標には表れておりませんが、手話言語条例が平成30年4月に試行され、社協等から理解促進に関する多くの研修依頼がありました。また、その他の事業についても概ね予定通り推移しておりまして、平成29年度に基幹相談支援センターが開設され、相談支援体制の強化、関係機関との連携が部会等を通じ図られております。

障害福祉サービスの次年度(令和元年度)の改善点としては、計画策定の段階で多くのサービスが前年比増の見込み設定をしておりまして、利用推移をみても計画比の向上が見込めないサービスがございますが、サービス等利用計画から見える需要と事業所の受け入れ態勢を鑑みて必要なサービス量の確保に努めたいと考えております。また、サービス利用者の増加に対して計画相談支援、障害児相談支援事業所の不足が懸念されておりましたが、平成30年度、平成31年度に新規事業所が開設されまして、相談支援体制が整備されつつありますが、サー

ビス利用は年々増加しているため、さらなる体制強化に努めたいと考えています。

地域生活支援事業については、引き続き事業を継続して実施するとともに、障がい者に対する理解促進のための研修・啓発を行ってまいります。また障がい者基幹相談支援センターの設置を中心として関係機関と連携を図るよう努めてまいります。

以上を踏まえて、協議会でのご意見をご検討いただければと考えております。 以上でご説明を終わります。

# 会 長

はい、ただいま事務局から説明がありました。このことについて何か質問等がございました らどなたからでも結構ですので、よろしくお願いをいたします。

## 委員

すみません。事前に事務局にはお伝えしていない質問で申し訳ないんですけど、この表を見させていただきましたら、就労定着支援事業というのが今年から始まった事業としてあります。私の知る限り西播磨圏域においてこの事業をしておられる事業所というのはなく、多分姫路であろうかと思われるのですが、この1名というのは、その姫路の移行なりを使ってそのまま定着に進んだ方でしょうか。

## 会 長

事務局わかりますか。

#### 事務局

はい、こちらの事業につきましては、姫路の事業所を使っておられる方です。

# 委 員

そちらの姫路の事業所ともちょっと懇意にさせていただいております。西播磨については、この定着支援事業所というのが全くないので、「もしお宅さんが西播磨の関係のない方もしてねと言ったら、してくれるの」と聞いたことがあるんですけど。そうしましたら、「もちろんこの事業の利用者の原則として、支援学校の生徒は駄目ですけれど、就労 A なり B なり移行なりを使った方の支援だったら、ケースによってはしますよ」とおっしゃっていただいたんですけども。今後そういう形でこちらの西播磨にも私の立場としてお願いさせていただくかもしれないんですけども、それよりもこの定着支援事業所を西播磨で1ヵ所でもしていただけると助かるなとは思うんです。じゃあどこができるのとなったら、この西播磨となったら、たつの市の事業所であるとか、こちらの方だったら2つの事業所が思い浮かぶんですけど、1つ

は残念ながらそんな元気はございませんので、そのあと 2 ヵ所の方で頑張っていただきたいなと思いますので、是非よろしくお願いしたいんです。というのも、最近精神の方がかなり就職されています。やはり継続して安定して働いていただくには医療的ケアはもちろんなんですけど、やはり継続的に訪問するということも必要な方々が多いので、うち1センターではなかなか時間的にしんどいところもあるので、どこかしていただけたら嬉しいなと思っておりますので、ま、そういうところ、ちょっとお含みおきいただければ幸いです。ちょっと願望も入れてお願いしております。よろしくお願いいたします。

## 委 員

声がかかりましたので、一応お応えしておきます。うちの方で就労支援の方をやっていますけど、27年から始めて4年間になりますが、15名の方が就労できていて、今定着しているのが途中でお辞めになったりとか色々されていますので、正確には15名卒業していったんだけれども、一旦就労できた人が13名、現在も就労できている人が9名という状況です。確かに増えてはいるんですけど、定着支援をやろうと思いますと、まずコスト的に考えていただければというふうに思いますけど、そのへんのところは、苦しいところではあります。

あと、ついでですけど、質問が。基礎情報のところで障害者率が 5.4%という数字が上の方にあがっていますけど、赤穂市としてはこれはどうなんですかね。全体の中で 5.4%というのは、兵庫県の中では多い方なのか少ない方なのか。ちょっと参考までに聞かせていただければと思います。わかればで結構です。

#### 事務局

こちらの障害者率 5.4%が兵庫県の中でどのような位置づけにあるのかということですが、 こちらにつきましては今お答えはできないということで、また後日させていただきます。申し 訳ございません。

# 会 長

他にございませんか。このシートの下の右側に協議会等意見欄というのがあるんですけれ ども、委員さんの方で何か質問やまた意見も含めて言っていただけたらと思いますけど。

計画値が100%以下の所がいいんでしょうけど、例えば100%を超えているところがそういうサービスの提供体制というのが確保されてはおるんですか。

#### 事務局

はい、100%を超えているサービスにつきましては、今のところサービスの提供は確保されております。不足して行く所がないとか回数を減らされて困ったという相談は受けてはござ

いません。

# 会 長

はい、わかりました。

#### 事務局

はい。補足になるんですけども、この計画値の数字なんですけれども、あくまで計画との比較ということになってまいりまして、利用者ニーズがあって、それに対してサービスが使えていたら 100%という訳ではなく、実際のところこちらの方で理想とする計画、3 か年の計画の中での推移なので、必ずしも 100%であれば目標が上手く推移している、需要を満たしているということではないのではありますが、一応、その数字としての目標の 1 つの基準としまして計画値というものを設定しております。どうしても社会資源がある、ないとかというところで利用したくてもできないというような場合もでてきますので、1 つの指標というかたちでの見方になろうかと思います。

また、補足になるんですけど、先ほど委員よりご意見ありました就労定着支援事業、こちらの方の事業所が赤穂市でなんとかとか、西播磨でなんとかできればというところになってくるんですけれども、こちらの方もどうしても事業所というかたちの設置になってまいりますと、各事業所等との協力が必要となってくる中で、こちらの方の自立支援協議会の部会でありますしごと部会の中でもそういうところの意見をまとめてみたりして、西播磨圏域の協議会の方にあげていくなどの対応をしていければというふうに考えております。

## 会 長

はい、ありがとうございました。他にご意見等ございませんか。

## 委員

すみません、失礼します。勉強不足なもので、すごく単純な質問をするんですけど、活動指標。障害福祉サービス等のところの居住系というところの施設入所支援というところがあるんですが、この施設入所というのは、精華園とかそういうふうな施設のことを言うんですか。 グループホームというのは、共同生活援助になるんでしょうか。

これ、見方がよくわからなくて申し訳ないんですが、令和元年度に 45 というのがあって、令和 2 年度に 50 というのは、これは増えるというような見方をするんですか。今年度、30 年度は 45 あって、実績は 43 で満たしているのが 95 で、元年度が 45、2 年度が 50 というのは増えるということで理解したらいいんですか。

本校は施設入所の子どもを抱えておりまして、進路のことでグループホームを探すのが大

変で、「空きがない、空きがない」と走り回っております。もう、東は阪神の方まで探そうか というふうに走り回っておりますので、そういうふうな私たちが持っている情報とちょっと 違っているなと思いましたので、お話させていただきました。

## 事務局

はい、ありがとうございます。先ほどの居住系の事業の説明にまずなるんですけども、施設 入所支援というのは、先ほどおっしゃっていました精華園の施設入所、そちらの方がイメージ としては強いかたちとなってくるのかなと思います。そして同じく共同生活援助につきまし ては、グループホーム、そのあたりがイメージになってくるかと思います。

先ほど申しましたようにこの計画というのは、あくまで赤穂市としてといいますか、この圏域としましてそういうかたちの地域移行を目指していくという目標の中でこの計画値というのが設けられています。ですので施設から地域へ、そちらの方へ向かっていきたいという中での計画でございまして、これが社会資源として確保される数字ということではございません。ですので、この数字を目標にしていく中で地域移行できる方を増やしていきたい、また社会資源を増やしていきたいというかたちの中でこの自立支援協議会等を通じまして、関係機関と連携をとっていきたいというような数字でございます。

## 委員

ありがとうございました。

## 会 長

他にございませんか。

特にないようですので、協議会等意見欄ですけれども、昨年と同じように「引き続き適正に利用ニーズとサービス提供のバランスを見極め、必要なサービス量の確保に努めていただきたい」ということにしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。

では次に報告事項の(2) 平成30年度障害者手帳等所持者数について、事務局より説明をお願いいたします。

# 事務局

それでは、資料2をもとに、ご説明させていただきます。障害者手帳の所持者数についてで ございます。

平成 21 年度以降の手帳所持者数、平成 25 年度以降の障害福祉サービス等受給者証数の推移になります。身体障害者手帳所持者につきましては、平成 25 年度のシステム導入時に死亡・

転出の一部が反映していなかった特殊要因がありましたが、その後の実績につきましても 年々所持者数の減少が続いております。全体に占める 65 歳以上の高齢者の割合が 74%を占め ている状況で、高齢者の死亡数が新規交付数を上回っていることが要因でございます。

知的障がいの療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳につきましては、年々増加傾向にございます。

自立支援医療受給者証は精神通院医療が年々増加傾向にありまして、昨年は少し減りましたが、平成30年度は53人増の703人となっております。同程度の人口規模で、小野市が403人、加西市が570人であることを考えますと、非常に件数が多いということが言えると思います。

何らかのサービスを受けている方、障害福祉サービスは平成25年度と比較しまして81人増、障害児通所支援につきましては107人の増、地域生活支援事業は45人の増ということで、軒並みサービス受給者の数も増加傾向にございます。手帳の重複所持等を考慮いたしましても、3,000人以上の方が、我々と何らかの関係があるということになります。

説明は以上でございます。

# 会 長

はい、事務局の説明が終わりました。先ほどの説明につきましてご意見ご質問等がございま したら、お願いをいたします。

特にないようでございますので、次に移らせていただきます。報告事項(3) 平成30年度優 先調達実績について、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは、資料3、平成30年度優先調達実績について、ご報告させていただきます。

本市では、毎年調達方針を定めまして、庁内からの物品及び役務の調達において障害者就労施設等から優先的な調達を推進しています。平成30年度の調達実績としては、お弁当・おかしなどの食料・飲料が301,800円、キーホルダーなどの小物系が1,215,000円、物品等の合計としまして423,300円、印刷が255,900円、清掃等が1,045,676円、役務的なものの合計としまして1,301,576円となっております。下の年度別の推移をみますと、実績額の方につきましては年々増加しておりまして、平成29年度が過去最高額を記録しております。平成30年度につきましては初めて実績額が前年度と比べまして減額となっておりますが、こちらにつきましては、除草作業が1件減った関係でございます。

調達実績につきましては、毎年公表することになっておりますので、6月号の広報およびホームページにて公表をいたしております。そのタイミングに合わせて、市内就労施設の紹介記事を掲載し、市役所からの発注だけでなく、市民や企業からの発注にもつなげていければと考

えております。

2 枚目以降につきましては調達方針、各事業所が受注可能な業務等を添付しております。 市役所から発注するには、このリストに作業名や品名を登録する必要があります。どの事業所 でどんな仕事をしているのか、職員にもメール等で周知を図り、調達実績の向上に努めたいと 考えております。

以上で説明を終わります。

# 会 長

はい、事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いをいた します。

## 委員

すみません、ちょっといいですか。確認ですけれども、この優先調達実績の公表の関係で先ほど市の方、あるいはホームページでの公表ということですけれども、その発注元、庁内の所管課であるとか受注先の施設名とかそういったところまで明示した公表になっていましたか。それとも先ほど説明のあった平成30年度優先調達実績というか、一同というかたちでの公表になっているのですか。

#### 事務局

公表に関しましては各事業所ごとではなく、この資料 3 に基づいた数字の公表となっております。

## 委 員

説明はなしということですね。

# 事務局

説明はしておりません。

# 会 長

他にございませんか。

この 30 年度は除草が 1 件減ったと、それで前年度に比べて金額が下がったようですけど、例えば、目標額はクリアしているんですけども実績額としては下がった。なら、事務局として今年度、来年度以降というのは、それらはまた復活して金額的にはあがっていくと見込んでいるのか、そのへんはどうですか。

#### 事務局

はい、草刈りが 1 件減った要因でございますが、場所的に斜面を含む場所の草刈りをお願いしておったところなんですが、事業所の方から安全の確保ができないということで断られておりますので、こちらがまた来年復活するということは、ちょっと考えられないかなと思います。ただ、減額、1 件減っちゃったねということで終わるのではなく、やはりこちらとしましても実績額を増やすために他の所管の所で草刈りとか何かできるようなことがないかということは発信していきたいと考えております。

# 会 長

はい、わかりました。よろしくお願いしたいと思います。

他にございませんか。よろしいでしょうか。ないようでございますので、報告事項(4)平成30年度各施設等における一般就労状況について、事務局から説明をお願いします。

# 事務局

はい、資料4の各施設等における就労状況等について説明させていただきます。

市内には就労移行支援事業所が3施設、就労継続支援A型事業所が3施設、就労継続支援B型事業所が8施設ございます。分類のところの赤穂市・市外については、サービスの支給決定を赤穂市が行っている人かどうかを示しております。資料1でも説明させていただいたとおり、平成30年度の一般就労移行者は合計10人となっております。就労移行支援から4人、就労継続支援A型事業所から5人、B型事業所から1人という内訳です。10人中4人が障害者就業・生活支援センターさんにお世話になっております。平成30年度の特徴といたしましては、A型事業所さんからの一般就労が多かったところがあげられます。全ての定員251人に対して266人の登録、利用があり、全ての人が毎日フルに利用する状況ではないため、若干の受け入れが可能というところですが、最近の相談状況なども考えますと、今後受け入れが不足してくるのではないかと考えている状況でございます。

各事業所での定員の検討等を働きかけするなどして、受け入れ態勢の確保に努める必要が あると考えております。

続きまして、資料4の2枚目赤穂特別支援学校の進路状況についてであります。平成30年度の赤穂特別支援学校における進路状況についてですが、卒業生14名のうち、一般就労が2名、職業訓練校が0名、就労継続支援A型が1名、B型が5名、就労移行が2名、生活介護が3名、地域活動支援センター、療養介護、施設入所がそれぞれ0名、進学が1名、という内訳になっております。進路状況につきまして、補足・追加説明等がございましたら、お願いします。

# 委 員

失礼します。この表に書いてあるとおりでご覧いただいたらと思いますが、近年、赤穂市内の中で就労先を探そうと思うと、やはり数がだんだんと減ってきているという現状があります。今日も県の方が主催しております技能検定の方で物流・品出しの検定をしております。昨日はビルメンテナンスの検定を、今度2日には喫茶サービスというところで技能検定があるんですけれども、やはりどうしても職種が限られてきてしまいますので、赤穂市内で探すというのは、なかなか難しくなってくるのかなと思います。ですので、昨年度と今年度とでは学校の対応も変えざるを得ないのかなと思いますが、昨年度はここまで持っていくのが大変だったと職員も話をしていましたので、今後は地域の方でいろいろとご協力いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

# 事務局

続きまして西播磨障害者就業・生活支援センターにおける就労状況についてでございますが、最後の情報提供のところでご発表いただく内容と類似の内容でございますので、あわせてご説明をお願いいたします。

## 委員

平素は障がいのある方の就労支援にご協力を賜りましてありがとうございます。ご存知のように精華園は知的障がい者の入所施設で、当センターとしても知的の方との関わりが非常に深かったのですが、近年はハローワークさんをはじめ精神科病院さんなどとの一層の連携強化により、精神障がいをお持ちの方や発達障がいの方の新規登録が半数を超えるようになりました。それに伴い、精神・発達障がいのある方の就職件数も増加しております。他の障がいの方に比べて定着率の方が見劣りしております。昨年度一年経過時点の定着率は障がいの方は平均で77.8%でしたが、その内精神障がい者の方は72.7%と低く、今年度は各関係機関と一層の協力をしてこの定着支援に取り組んでまいりたいと思います。以前は就職することが一大事でしたけれども、今は定着していただくことが重点目標となっております。昨年度の就職支援件数につきましては32名で、80%が障がい者専用求人となっております。企業の方の障がい者雇用の意識が年々高まりをみせております。

業種は多い順に清掃業、小売業、医療・福祉サービス業となっております。職種は半数以上の方が軽作業で残りを生産工程、事務作業、補助と続いております。就業時間はフルタイムと短時間就労が半々ですけれども、精神の方は70%が短時間就労となっております。ここ数年一部 A 型事業所さんとは連携して利用者さんの職場実習や一般就労に送り出していますが、ほとんどが精神障がいのある方になっています。企業に障がいのある方を見てもらうには職

場実習というものが欠かせませんが、身体とか精神障がいをお持ちの方は費用がかかったり、 無料の職場実習を嫌う方がいらっしゃいます。今年度から職場実習に係る保険費用を当セン ターが負担できるようになりましたので、職場実習がよりしやすくなると思っております。皆 様もご協力をお願いいたします。

なお、今年度も当センター主催で就労支援セミナーを 12 月 4 日 13 時から赤穂ハーモニーホールで開催いたします。またご案内いたしますけれども、今年は兵庫県障害者発達支援センタークローバー上郡ブランチさんに豊富な支援経験を活かして発達障がいのある方への就労支援についてご講演いただく予定にしております。また改めてご案内しますので、参加のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

# 会 長

はい、事務局の説明に続きまして、委員から赤穂特別支援学校における進路状況について と、西播磨障害者就業・生活支援センターにおける就労状況についてご説明をいただきまし た。委員さんの方でご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。ないようでしたら次報告事項の(5)平成30年度赤穂市障がい者基幹相談支援センターの運営状況について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局(基幹相談)

失礼します。それでは資料 5 をもとに、平成 30 年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター の運営状況についてご報告させていただきます。

1番の基幹相談支援事業の相談業務ですが、平成30年度の相談件数は別紙で相談件数一覧を載せさせていただいていますが、全部で843件ありました。平成29年度と比べますと29件相談が増えております。障がい種別でみますと、知的・児童の件数が増えています。相談につきましては、ご本人やご家族が直接窓口に相談に来られるというよりは、生活困窮の相談員さんや子育て健康課さん等の市役所の他の係や関係機関を介して入ってくることが多かったように思います。基幹相談支援センターが開設されて2年になりますが、少しずつ関係機関の方々にセンターのことを知っていただけた結果なのかなというふうに感じています。相談内容につきましては、平成29年度と変わらず、一般生活・その他がほとんどですが、平成30年度は医療・保険の部分が少し増えています。未受診の方を病院につながせてもらったり、ご本人さんの病状の変化に合わせて受診に同行させていただいたり、病院のソーシャルワーカーさんとやり取りをさせていただく機会が増えてきたので、件数が増えたのかなと思っています。関係機関との連携、個別支援会議の開催ということで、平成30年度は訪問が63件、ケース会議が18件ありました。

2番目の地域生活拠点事業についてです。体験の機会・場の提供ということで、毎月利用状況の把握をさせていただき、関係機関と情報共有をさせてもらっています。また顔の見える関係作りを主眼に各種会議に参加させていただきました。昨年度から中学校区で学期に一度行われているサポートチーム会議に参加させてもらっています。こちらの会議では不登校のお子さんのケースを中心に青少年育成センター、スクールソーシャルワーカー、学校の先生や民生・児童委員さんと地域の課題と情報交換、サポート体制について意見交換をさせてもらっています。この会議から直接支援につながるということはあまりないんですけれども、お子さんやそのご家族に障がいがあるというケースもありますので、情報共有をさせてもらいながら必要に応じて関わらせてもらうようなかたちをとっています。

次ページをめくっていただいて、3番目の自立支援協議会の運営状況です。別紙をご覧ください。部会につきましてはニーズに合わせて相談支援部会、しごと部会、こども部会、くらし部会を開催させてもらいました。

相談支援部会につきましては、昨年 10 月に赤穂市社会福祉協議会相談支援事業所と相談支援事業所七色こんぺいとうの 2 か所開設されたことを受けまして、計画相談の移行の打合せとサービス等利用計画の作成について具体的事例を通じての意見交換、情報交換を行いました。あと、相談支援専門員の研修の機会として、精神障害者支援者研修会を保健所と一緒に開催をさせていただいています。

次にしごと部会です。しごと部会につきましては、障がいのある人への理解と障がい者雇用を促進するため、11月8日と13日の2日間、企業・事業所向けの障害者就労施設見学ツアーと拡大版ロビー販売を実施させていただきました。また、ツアーの開催に合わせて、市内就労施設のパンフレット「しごと好きです!」を作成させていただきました。見学ツアーにつきましては、1回目が6社7名、2回目が5社5名の参加者があり、ツアー後には参加された企業様から事業所の方に作業の依頼があったり、雇用の募集があったりと大きな反応がございました。

次にこども部会です。平成29年度からなんですけれども、子どもさん向けの地域支援マップを作成して配布ができたらなということで、平成30年度も月1回のペースでコアメンバーで集まって打ち合わせをしております。平成30年度の後半からは関西福祉大学の先生にもお声かけさせていただきまして、助言等をいただきながら作成をしている途中でございます。部会としては教育委員会指導課の先生に「支援が必要な幼児・児童・生徒の移行期の支援継続の手引書」の説明をいただき、教育と福祉の連携を図らせていただきました。

最後にくらし部会です。くらし部会では当事者や関係機関等から課題や提案等があがってきた時に検討をする場として分科会を設けています。平成29年度、それよりも前からになるんですが、身体障害者福祉協会が毎月第3土曜日にサウンドテーブルテニス交流会を開催してくださっています。今年度については、11月には障がい者相談日を利用させていただきま

して、障がいのある方の余暇支援・当事者交流について意見交換をさせていただいたのと、聴 覚障がい者の方とコミュニケーションボードについて意見交換を行いました。部会の運営状 況は以上です。

また戻っていただきまして、4番目の理解促進等推進事業についてです。理解促進啓発事業ということで、障がいのある人の理解を深めるために、研修会等にお声かけいただき、お話をさせていただきました。社会福祉協議会のボランティアの方に「障がいのある方への関わりのポイント」についてお話させていただいたのと、後は民生・児童委員主催の親睦グラウンドゴルフ大会にさんぽみちの当事者と一緒に参加させていただきました。その他研修会参加ということで、相談員自身の勉強のため、たくさんの研修にも参加させていただきました。

平成30年度の報告は以上です。

# 会 長

はい、ありがとうございました。

報告事項が多いということで、基幹相談支援事業、地域生活支援拠点事業ならびに障害者自立支援協議会の運営事業ということで各部会の運営状況、また最後には理解促進事業ということで事務局から説明がありましたが、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。そしたら次に移ります。報告事項(6)地域生活支援拠点等に係る取り組みについて、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局

はい、地域生活支援拠点整備方針という別冊の方をお願いいたします。

こちらの地域生活支援拠点につきましては、平成29年度から整備しておりまして、平成31年3月に開催しました協議会におきまして、地域生活支援拠点整備方針のご承認をいただいております。お手元に同じ内容のものですが冊子をお渡ししておりますが、表紙の「案」がとれたものを正式に配布させていただいております。また後ほど目をとおしていただければと思います。地域生活支援拠点等に係る活動報告等につきましては、基幹相談支援センターより説明いたします。

# 事務局(基幹相談)

失礼します。地域生活支援拠点等に係る取り組みについてご報告させていただきます。

まずは今年度最初の取り組みとして、拠点整備をしていくうえで核となる相談支援事業所に拠点についての理解をしていただくところから始めたいなということで、令和元年 7 月 4 日に第 1 回目の相談支援部会を開催し、その中で拠点についての話し合いをさせていただきました。別の資料で出席者名簿をつけていますので、またこんな人たちが参加していたんだな

ということで見ていただければと思います。

協議内容につきましては、まずは方針説明ということで係長より冊子の説明をしていただき、その後相談員同士で自由に意見交換をいたしました。地域生活支援拠点という言葉をはじめて聞く相談員さんもいらっしゃったので、まず説明を聞いてどう思ったか、自分の思う緊急時ってどんな時なんだろうか、じゃあその緊急時に自分は相談員としてどう対応していったらいいんだろう等自由に意見交換していただきました。冊子をもとに意見交換していただいたんですが、部会を開催させていただく前に事前アンケートを取らせてもらい、別紙で付けているんですが、その結果であったり、相談員さんが日々関わっておられる利用者さんのこともあげながら話をしていきました。

出てきた意見はたくさんあるんですけど、ここにあげさせてもらっているのが主なものになります。緊急時といっても、それぞれ見る人によって支援者の思う緊急時、本人や家族の思う緊急時では違いがあるので、緊急時の定義を明確にしておかないと緊急時に対応できないのではないかという意見がありました。後は、この冊子の中にも書いてあるんですけれども、拠点登録をしておくことはやっぱり必要なのではないかという意見がありました。ただ、緊急となった時に慌てて対応するのではなく、緊急となる前に早めに対応できる体制を整えていく必要があるのではないかという意見もありました。その他にも今サービスを利用している方もそうなんですけど、利用されていない方も拠点の対象者となってくるかもしれないので、そのような人たちをどのように掘り起こしてつなげていくのかというのも課題だなという意見もありました。相談員だけでなく、そこに関わっている人が拠点に関わる一員との意識を持ってもらうことが何よりも大事なことなのかなというところで、これから相談支援事業所が中心となって赤穂市の拠点整備を広めていけたらというふうに思っております。ですので、今年度は相談支援部会の中で地域生活支援拠点を主にこれから取り扱ってまいりまして、拠点の対象者であったり緊急時の対応基準等についてもう少し話を深めていきたいと思っております。今の予定なんですけど、一応9月に次の部会を開催できればと考えております。

ただ、この拠点なんですけれども、相談支援部会だけが理解していて進めていけるものでは ございませんので、しごと部会やこども部会等いろんな部会を開催しておりますので、その部 会を活用しまして説明等を行い、各事業所のみなさんお一人お一人に理解を進めていきたい と思っております。

今現在の取り組み状況については以上です。

#### 会 長

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いをいたします。

#### 委員

先ほどの説明では緊急時のというところを中心にされているんですけど。ま、実際に緊急で、介護の方が問題があって、「おじいちゃんを何とかしてください」というような話、認知症の方ですよね。先日もあってですね。ま、その方は直接こちらの方に来られているんですよね。で、何とかお預かりできるように工面してベッドを空けて保護することは一応病院ではできるんですけど、それからのフォローですよね。だから緊急のみでなく、こちらで何とか緊急を免れるようにはしたんだけれども、このまま独居しているおじいちゃんをお帰しするわけにはいかないだろうとなった場合に、その次の手立てですよね。ご存知にように病院には入院期限もありますのでずっと、何か月もとなると困難なことも多いので、その場合に例えば拠点の方にお話申し上げるということも可能なんでしょうか。

緊急時以外というのは、拠点というのは、あくまで緊急においてのみであって、その後のフォローというのは難しいですか。役割としてどのようにお考えでしょうか。

# 事務局(基幹相談)

緊急時だけでなく、そうやって何かその次の手立ても考えていかないといけないとなった 場合は、拠点の活用もしていけるようになればいいのかなと思っています。

# 委員

でもやっぱり助かるのは、行政にお願いしないといけないこともこれから増えてくるかと 思うんですよね。病院だけのソーシャルワーカー、基幹相談の職員さんは病院だけでやっても 限界があるというのはよくご存じだと思うんですよね。正直言って「病院に入院させたんで大 丈夫ですよね」というかたちで置いておかれてもカバーができないので、市の方にお願いした いということで、また考えを含んでいただきたいということで、よろしくお願いします。

# 会 長

事務局、何かありませんか。

# 事務局

はい、貴重なご意見ありがとうございます。この地域生活支援拠点については、障がいの方から発生した考え方というか取り組みになってきます。認知症の高齢者であれば、また地域包括の方での取り組みとか、それぞれ今いろんな所で支援の拠点的なキーになる所があるんですけれども、そこが上手く結びついていなかったり、そこに上手くたどり着けていないというのが大きな課題なのかなと。あと、この地域生活支援拠点につきましても、この冊子の中の1ページの所にあるんですけれども、大きな方向性として多機能型というかたちでいくのか、面的整備でいくのかというところで、この赤穂市については面的整備で、今のところの関係機関

の連携の中でこの拠点整備をすすめていくというかたちになっている中でございますので、いろんな所での関わりの中でキーとなる相談支援の方につないでいただいたところで、じゃあその次にどうしていくのかというような形のネットワークといいますか、連携の形というのをこれから作っていきたいといいますか、深めていきたいというところで、これからいろんなところでこの自立支援協議会の各部会のところでこの理解を深めながら、地域の中で根ざしていきたいというふうに考えております。

# 委 員

すみません。私の中でも混乱があって、認知症の高齢者の話ばかりしてしまったので。それは包括ですよね。ただ、実際我々医療側からみると老人、認知症の方であってもこれは精神障がいといえる訳なんですよね。で、発達、子どもの関係、身体以外のところは私の所でよくみる話なんですけれども。そういう時にどこに持って行ったらいいのかというのが非常に混乱してしまうんですよ。緊急の時はそういう事も言っていられないので、とりあえずお預かりしないといけないだろうということでその日の内に決めなくてはいけないという状況になりますのでなかなか、例えば休日の時とか土日の時なんかに発生してもお願いすることが難しくて、まずこちらでその対応をしておいて、また基幹の方、市の方にお願いしてという事がでてくるかと思いますので、何とか時間は稼ぐけれども、行政としてお願いしたいところは、お願いしたいと思います。

## 事務局

よろしくお願いします。

## 会 長

他にございませんか。

# 委 員

ちょっとあれなんですけど、利用者として緊急の時はまず病院と思うんですけど、そこで病院に行ったら何とかなるやろうと、で、そこから我々利用者としては家族も一安心やと。しかし病院の方としても、今、言われたように限界があって、それを相談に乗ってもらわないかんと、そこらへんの流れというのをやっぱり、ここに行ったらこうこうあれですよという流れをわかるように作っていただけたら安心できるんじゃないかなと。上がつながっていないのに、まだ全然手探り状態なんですという中で、「いやどうなんやろ、わからへんわ」と逆に利用する方としては不安になる訳ですよね。不安をちょっとでも取り除いてあげるシステム作りもしていただければ、利用者としては、また利用者の家族も安心できると思いますので、そこら

へんもちょっと考えていただいたらと思います。

# 委 員

失礼します。先ほどから緊急、緊急という体制のことでお話が出ているんですけど、本校に 在籍している子どもたちの緊急というのは、子どもの緊急よりも保護者の緊急のせいで子ど もたちに緊急性が及ぶというケースが多いです。

私は県内の学校をいろいろと異動してきたんですけれども、そこでは相談支援事業所との 連携が学校では取れていましたので、いつ親が緊急入院したり事故に遭ったり、不慮の死亡に あったりした時に子どもが緊急にショートステイなり施設の方で一時保護していただけるよ うに、子どもたちは新しい環境、1 泊 2 日の修学旅行とかでも宿泊環境が変わるとパニックを 起こす子どももいますので、計画書を立てる段階で事前にショートステイを体験しておきま しょうということを常々言ってきておりました。

本校の場合は大変申し訳なかったんですが、そういうような連携が今ちょっと取れていないということで、学校の方も体制を整えていこうと努力しているところなんですが、そういうような所を親に勧めていけるようなショートステイの体験施設というか、そもそもそういうような所が赤穂市に整っているのかどうかということ。それから、今回も新しく相談支援事業所が立ち上がりましたが、本校から計画相談であがってきた事業所はたつの市の相談支援事業所からの子どもたちで、赤穂市の子どもたちはこれからというところです。本校も一緒に協力させていただいてやっていきたいと思いますが、そういうふうな施設とかも整っていないと学校の方としても保護者にもお話できませんので、そういった所も先ではあるんですけど、そういうような緊急性は学校としましても常々考えておりますので、そういったところご検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

#### 事務局

赤穂市内の短期入所の事業所としましては、大津と塩屋にある 2 ヵ所の事業所だけになっています。

大津の事業所につきましては、施設入所の空床枠となっております。塩屋の事業所の方は定員 5 名となっておりますので、赤穂市内だけで体験入所、体験のショートステイをやっていこうと思っても、順番がなかなか回ってこないというところもあります。利用者の方からもそのような話があるんですけど、申し込んでもなかなか回ってこないとかというところもございまして、こちらの方としましても、受け皿の方は何とかして増やしていきたいという思いではございます。

#### 委員

赤穂市だけの短期入所なんですけど、周り、備前とかそういう地域と協力して連絡を取り合ってやれば、逆に環境も変わって短期入所の体験ができるのではないかなと。だから赤穂だけでなしに相生、西播磨でもいろいろあると思うんでそういった所と、施設とかと連携も取りもってやってもいいかなと思うんですけど。それも行政との兼ね合いもいろいろあると思うんですけど。そこらへんも幅を広げて考えてみてはどうですか。

#### 事務局

はい、ありがとうございます。他市町のショートステイの利用についても、相談支援事業所の方とも連携をとりまして、実際に行っているところでございます。ただし赤穂市と同じような状況で他市町につきましてもなかなか順番待ちであったり、空きが少ないということで、みなさん非常に苦労されているところでございます。

# 委 員

同じ今の内容で他県、岡山の方の近くで施設とか事業所がいろいろあると思うんですが、県がまたがってしまうとダメなんですかね。兵庫県内だったらそういう連携ができるという可能性はあるかと思うんですけど、例えば県が変わると全ての障がい福祉の利用は、赤穂市内に在住していて利用できないんでしょうか。

#### 事務局

先ほど申しました他市町の中には当然県外も入っておりますので、岡山県のショートステイや施設を利用されている方は当然いらっしゃいます。

## 委員

可能なんですね。

# 事務局

大丈夫、可能です。

# 会 長

他よろしいでしょうか。

この事業につきましては、これからどんどん内容、意見を参考にしながら進めていただきたいというふうに思います。それでは次に移ります。報告事項(7)新規事業所の開設について、 事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、資料7をご覧ください。今年度に開設した新規事業所についてご報告させていた だきます。4月1日付けで3つの事業所が開設されております。

まず1の相談支援事業所ぱいろっとについてですが、こちらは市内5か所目の相談支援事業所となります。実施法人は緑樹福祉会、住所は赤穂市塩屋、こちらは放課後等デイサービスをしておりますてくてくと同一敷地内でやっております。5か所目の事業所ということもありまして、今後スムーズなサービスに繋げるための支援体制が整備されつつある状況でございます。

2 番目の放課後等デイサービスの木のおうち、3 つ目の障害福祉サービス事業所えにしは、クワン有限会社が運営しております。放課後等デイサービスの方につきましては所在地が赤穂市木津、こちらは木津のハイランドの方に所在しています。定員が10名、開所日が月曜~土曜日になっております。6 月末までの利用者が現在11名ということでありまして、受け入れ体制の方につきましては余裕があるということでございます。3番目の障害福祉サービスえにしにつきましては、実施事業所の場所としては同じく赤穂市木津でございます。サービス種別につきましては、居宅介護、重度訪問介護、移動支援となっております。すみません、2番目の放課後等デイサービスですが、こちらのデイサービスにつきましては重度心身障害児にも対応しておりまして、重心の児童の受け入れが可能な放課後等デイサービスといたしましては市内で2か所目ということで、より質の高い支援体制が図られるものと考えています。

続きまして 2 枚目になりますが、4 の放課後等デイサービスセンターはくほうでございます。こちらは以前から基準該当施設であったものですが、今年の 6 月 1 日付で県の指定に変更されたものでございます。

以上です。

# 会 長

はい、事務局の説明が終わりましたが、質問等がございましたらお願いをいたします。

# 委 員

ちょっと教えていただきたいんですけど、2番の木のおうちは重心児の対応が可能ということで、どこか医療機関とかが関わってやっていらっしゃるんですか。何か万一のことがあった時の対応というのは問題なくできるのかなと。

#### 事務局

こちらの方の職員に看護師がおられます。医療的ケアには対応できますが、重心の児童に特化したところではございません。ですので、通常の障がいのある子どもさん、重度でないお子

さんもおられるというところでございます。

# 委 員

わかりました。

# 会 長

他にございませんか。ないようでしたら、次に移ります。報告事項(8) ヘルプマークの運用状況について説明をお願いします。

#### 事務局

はい、それでは、資料8をご覧ください。

ヘルプマークの運用状況につきましては、本年3月の協議会において2月までの報告をさせていただきました。今回改めて平成30年度の年間を通じた報告をさせていただきます。

兵庫県が作成したタグ型のヘルプマークとヘルプカードを希望者に配布するとともに、関係機関については市で作成したマークのチラシを配布して、普及啓発に努めてまいりました。1番、配布枚数についてでございますが、タグ型のヘルプマークが109個、ヘルプカードが95枚となっております。2番、啓発状況につきましては、広報あこうでの掲載が9回、市のホームページに平成30年1月と4月にアップいたしております。現在もアップしております。また、赤穂市医師会のご理解のもと市内の医療機関に、また教育委員会指導課通じて市内の小中学校にヘルプマークとヘルプカード、啓発チラシを配布いたしております。3につきましては、教育委員会指導課にご協力をいただきまして、市内小中学校の啓発状況を把握いただいた結果でございます。内容といたしましては、教職員や全校児童・生徒にヘルプマークの説明をいただいたり、啓発チラシを各所に掲示いただいたり、また学校によっては独自の説明を加えて分かりやすく紹介いただいているところもございました。小中学校において啓発していただき福祉教育に活用していただくことは、障がいへの理解促進という観点からも大変ありがたいことであると考えております。

ヘルプマークの活用状況についての報告は以上になります。

# 会 長

はい、事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

#### 委員

度々すみません。このヘルプマーク、小中学校に配布となっているんですが、本校には 配布されているんでしょうか。私、4月以降に見た覚えがないんですが。

# 委 員

去年、県の方から配布になってます。

# 委 員

すみません。県の方に確認してみます。私、自分で付けている子を 1 人しか見ていないの で。はい、確認してみます。

# 委 員

あとこのヘルプマークとヘルプカードは、2つ?1つ?2つで1つになるんですか。

# 事務局

どちらを使っていただいても結構です。両方使っておられる方もいらっしゃいます。

# 委 員

一緒の袋に2つ入っているんやね。

## 事務局

別々です。

## 委 員

姫路市の方は、「何枚いりますか?」って聞かれるんです。で、去年は、「何枚いります」と 言って、外部進学者の分だけ送ってもらったんですけど、県からという記憶が自分にはなかっ たので、お尋ねさせていただきました。すみません、もう一度確認してみます。

# 事務局

こちらも確認してみます。

# 会 長

他にございませんか。

#### 委員

すみません。不勉強で申し訳ないんですけど。私どもが支援する知的障がいの方で、市内の グループホームにいらっしゃるんですけど、相生まで働きに行っている子が何名かいらっし やいます。そういう関係で緊急時の対応なんですけど、電車が止まったとか何かあった時に会社であるとかこちらの方に連絡をするようにと伝えまして、「公衆電話の場所はここだよ」ということで各自には知らせています。本来ならスマホを持たせたい方もいらっしゃるんですけど、ちょっといろいろと騙されたりとか、すぐ出会い系サイトにいきたがる子がいるので、持たせていない子もいます。その子の場合に、じゃあ公衆電話が近くにない時はどうすればいいのかと聞かれたので、そういうことを理由に本当はスマホが欲しいんだろうと思うんですけど、「じゃあちょっと待っててね。それまでこのカードを持っておいて、駅とか近くのコンビニで電話を借りてうちに電話をしてくるように」と伝えたんです。駅に相談しましたら、要項を出せと言われまして。ま、ちょっと私もヘルプカードの説明が下手やって、うち独自のヘルプカードを作ってはみたんです。それでちょっと分かりにくかったかもしれなかったんですけど、そちらの赤い方だったら駅とかにも配布してもらう。ご存知だったらこちらで統一しても良いかなと思うんですが、駅の方はもうご存じなのか、あと大きなお店やコンビニとかはご存知なのか。ご存知ならそちらへ飛び込むようにとお伝えできるんですけど。知らせた先というのは、どういう所までなんでしょうか。

# 委 員

県が広報して、JR の看板とかに貼ってました。

裏に書くのが名前と住所と電話番号とか個人情報になるじゃないですか、そういうところどうしようということで、名前と電話番号だけ、「何かあったら、ここに電話してください」だけでいいと思う。私は障がい者でこれこれの障がいを持っていますとか個人情報を全部書いていたら悪用されることもあるので。本当に必要な事項だけ書いて、もう 1 つの方にヘルプカードを別で持っておいて、そこに書いておくといやり方をやっておかないと、そういう知的の子なんかでも、なんでも見せてしまうので、そういうことを注意しとかないと。

## 委員

逆に見せたくない子もいるんです。

# 委 員

だから、赤いのだけつけておいて、それだけ見せてくれるような感じでいいのかなというふ うに思います。

#### 委 員

コンビニには置いていないんですか。一番身近なお店、街ではよく見かける所なので、コンビニさんに行けと言っていいものかどうか。

# 委 員

病院にはあります。

# 会 長

事務局、何かありますか。

#### 事務局

はい。制度としてヘルプマークが制定されてまだ日が経っていない中で、普及・啓発が必要な人には配布をし、必要な啓発ということで、昨年度赤穂市の方で取り組んだということになりますと、赤穂市内の医療機関、医師会だとかを通じまして周知の方を行っております。ただ一番の問題となるのは、仮にチラシ等で周知したところで、そこの職員さんたちまでに周知されているのかどうかというのがこれからの課題となってくるのかなと。たまたま先週くらいだったと思うんですけど、新聞のコラムで、ヘルプマークをつけている人が電車に乗っていて、今まで一度も声をかけてもらえなかったと。だけども外国人の人が初めて声をかけてきてくれて、席を譲ってくれたというようなコラムがあって、もっと普及、啓発をしていかないかんというような記事だったと思うんですけれども、それこそ本当にそれだと思うんです。マタニティマークがスタートした時にこの可愛らしいマークは何なんやろと始まったところがかなり浸透しているということで、このヘルプマークも浸透させていく必要があるというところで、これからも啓発も進めていくと。で、今のご意見の中で商店であるとかコンビニの方という所も集客があって一番目がつく所になってくるかと思いますので、実際に県がどんな取り組みをされているのか、そこも確認しながら赤穂市でもどういったかたちができるのかを検討していきたいと思います。

## 会 長

よろしいでしょうか。それでは次に移ります。報告事項の(9)手話言語条例関連の取り組み状況について、事務局の説明をお願いします。

# 事務局

はい、それでは、資料9をご覧ください。手話言語条例関連の取り組み状況についてです。 こちらは今年3月の協議会でお配りしたものに3月の状況を追加させていただいたものにな ります。3月分の実績を追加したところを中心にご報告させていただきます。

●と○の丸印があるんですが、この○が平成30年度の新規事業ということになっています。 最初の●手話通訳者の派遣についてですが、3月分に9件、通訳者の延べ人数が10人、通訳 時間が31時間を足しまして、合計1年間で件数が108件、通訳者が170人の派遣、通訳時間が717.5時間ということになっています。

それからめくっていただきまして一番最後の通訳業務のところなんですけど、3月分を追加いたしまして、市の関連行事の通訳が4件、その他の派遣の通訳業務に従事したものが56件となっています。

昨年度はまず 4 月 1 日に「赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例」という条例を施行しまして、そのことによって各所、例えば緊急時にろう者の方に対応していただく消防の職員さんであったりとか、社協の市民向けの手話講座等の研修とか啓発とか、そういった依頼の機会を多くいただきまして、行かせてもらっています。そういう啓発活動につきまして一番大切にしてきたことが、当事者の方と共に行くというところで、これからも研修や啓発に力を注ぎたいと思うんですが、当事者を置き去りにすることなく、一緒に当事者の気持ちにそった研修や啓発を目指していきたいと考えています。

以上です。

### 会 長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明につきまして何かご意見、ご質問がございま したらお願いをします。

よろしいでしょうか。それでは6番の協議事項に移りたいと思います。(1) 令和元年度赤穂 市障害者自立支援協議会・各部会活動予定等について、事務局の報告をお願いします。

#### 事務局(基幹相談)

はい、失礼します。令和元年度赤穂市障害者自立支援協議会・各部会活動予定等について説明させていただきます。今年度も各ニーズに基づき相談支援部会、しごと部会、こども部会、くらし部会を開催させていただきます。

相談支援部会につきましては、新しい事業所が開設されたことを受けまして、既存の事業所との情報交換や既存利用者のサービス等利用計画を引き継ぐための作業を行っていくのと、相談支援専門員の数も増えましたので、事例検討や研修の機会を積極的に設けまして、相互に顔の見える関係作りと認識の共有を行っていきたいと思っています。あと、先ほど地域生活支援拠点整備の中でもお話させていただきましたが、相談支援部会を中心にこちらの方の話を進めていきたいと思っております。なので、年 5 回と開催予定の方を少し多めに予定させてもらっています。

しごと部会につきましては、昨年度好評を得ましたバスツアーと拡大版ロビー販売を開催 させていただきます。日時の方がもう決まっていまして、11月20日・27日の水曜日に行いま す。今年度回らせていただく事業所につきましては、昨年度とはちがう別の事業所を予定して おります。近々案内の方も作成して配布したいと思いますので、またご確認ください。見学ツアーとは別に今年度は、赤穂市議会民生生活委員会と障害者就労施設との意見交換会が8月22日にあります。こちらにつきましては市内の就労施設にお声をかけさせてもらい、施設紹介であったり各事業所で日々感じておられる課題等について意見交換ができればと思っています。あと、ここには書いていないんですけど、作業療法士協会の方から合同学習会の提案ありましたので、こちらの方にも積極的に参加していきたいと思っています。

こども部会につきましては、他の部会と比べますと、回数が少ないんですが、年3回させていただきたいと思います。先ほどの報告させていただきました月1ペースの打合わせ会につきましては、引き続きさせていただき、こども版の地域支援マップの作成を進めています。今年度中に完成させて、来年度の配布を目指したいと思います。マップの他にも、関西福祉大学の先生にもメンバーに加わっていただいたということで、子どもさんの支援についての勉強会をしたりしていければと思っています。教育、福祉、医療の連携を促進して切れ目のない支援体制を構築していきたいと思っています。

くらし部会につきましては、必要に応じて開催をしていく予定にしています。当事者さん や関係機関の方から何か良いテーマがあれば、その都度、分科会というかたちで開いていき たいと思っています。

今年度の活動予定については以上です。

## 会 長

はい、ありがとうございます。ただ今の事務局の説明についてご意見、ご質問等がございま したらお願いをいたします。

特にご意見がないようでございますので、ただ今説明のありました各部会の活動予定等については、提案どおり承認するということでご異議ございませんか。

## 各委員

異議なし。

# 会 長

はい、ありがとうございます。ご異議なしということで、本件は承認することといたします。 次に7番の情報提供・意見交換に移ります。

まず、(1)「平成 30 年度西播磨就業・生活支援センターの活動実績」について先ほどもご説明いただいたんですけれども、何か補足的なことはありますか。もうよろしいでしょうか。

#### 委員

結構です。

# 会 長

はい、わかりました。

それでは(2)「医療的ケア児への対応」(赤穂市教育委員会)についてお願いします。

# 委 員

失礼いたします。医療的ケア児の対応についてご説明申し上げます。

これ最初、3年後に医療的ケアが大変な子が転入してくるという情報を得ました。3年後な ので大丈夫だろうとのんびり構えておりましたら、この4月に、急遽この2学期から転入し てくるという話を聞きまして、これは大変だということで今年度赤穂市教育委員会指導課と しましては、最重要課題として全力で取り組んでまいりました。これまで何十回といろんな所 へ見学に行ったり、相談に行ったりさせていただいたところでございます。その経緯について ご説明させていただきます。その際には社会福祉課障がい福祉係のみなさん、赤穂特別支援学 校、いろんな関係機関各所のご協力をいただいて現在ここまで辿り着けておるというところ でございます。まず該当の子どもは 1 時間ごとに導尿が必要な子というふうに聞いておりま した。またストーマの方もつけているということで、これには医療的ケアが必要ということ で、転入前の学校では看護師が常駐し医療的ケアを行っていたということで、本市に来た時も 当然してくれるものだろうということで保護者の方も言われまして、「ちょっと待ってくださ い。うちの方でもできることを模索していきます」ということで時間をいただいて、何とかこ の 9 月からできそうだということになっております。この件につきましては、医療的ケアを 行う看護師派遣を市民病院の訪問看護ステーションの方にお願いをいたしました。現在、医療 的ケアの要綱も作り、契約に向けて話を進めているところでございます。また補正予算等も通 っていませんので、またそちらの方からできるということを申し上げることはできないので すが、その方向で向かっておるということであります。また、これまで別の小学校でもストー マのパウチを交換することを保護者の方にお願いしておるということがありました。パウチ の交換については医療的ケアの範疇ではないということで、何とか保護者の方にお願いをし ていたのですが、今回、転入してこられる小学校の方に医療的ケアを入れるということで、そ れだったら現在保護者がストーマの交換をされている児童がいる小学校にもそれができるの ではないかということで、2 校で医療的ケアができないかということで、進めておるところで ございます。

それで当初は赤穂市教育委員会指導課単独で看護師を雇用するという方法も模索しておりました。しかしながら看護師を 1 人だけ確保してもその方だけに負担がいってしまうということで複数名確保しなくてはいけない。そしてそういうシフトを組んだりだとかお給料面、休

暇の面だとかいろんな問題をクリアしないといけない。それを指導課だけで単独ではどうしても私たちの手に負えないというところで何とか訪問看護ステーションの方にお願いできないかということで、ここまでこぎつけました。今後も持続可能なこういう体制を構築し、これから医療的ケアに対しては赤穂市として万全の体制で進めていけるようにということで進めているところでございます。

今回は教育委員会が主導でやったんですが、これには国の補助も考えられます。文部科学省では、医療的ケアに係る看護師費用を 3 分の 1 補助してくれるという事業がございまして、そのためには医療的ケア運営協議会というものを別に立ち上げなくてはいけないということが要件となっております。なので、医療、福祉、教育の連携ということもよく言われております。基幹相談さんも何度も顔の見える関係と言ってくだっておりました。そして令和 2 年度には医療的ケア児に関する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置ということも計画されております。基幹相談の相談員さんは 4 回も医療的ケア児の研修も行かれているということで、着々と準備も進めていただいておるということで、安心しております。

今後この医療的ケア運営協議会を立ち上げる時には是非この障害者自立支援協議会の方でご相談申し上げることになると思いますので、どうかご協力いただければというふうに思っております。子どもたちが何とか学校でのびのびと過ごすことができるように、そして医療的ケアの心配もせずに、どの学校でも同じような対応ができるようにということを目指して頑張っていきたいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

# 会 長

はい、ありがとうございました。何か委員さんの方でご質問等がありましたらお願いいたします。

## 委員

すみません。今回その事例があったから頑張ってらしたということですけど、保護者がストーマの交換をやっているということは、まだ他に内在されている方がいらっしゃるということですか。

# 委 員

別の小学校でストーマの交換をお母さんがしてくださっているということで。

#### 委 員

別のケースで。

# 委 員

それがストーマの交換をお母さんがしてくださっている児童がいる小学校で、今回は別の 小学校に導尿が必要となってくる子が転入してくるということで、現在その 2 件です。幼稚 園でもそのような子はいるのかと確認したんですが、現在幼稚園に在籍している子には該当 する子はいないというふうに聞いております。今後転入してくる子がいた場合には、その対応 ができればというふうに考えております。

# 委 員

従来そのような方はどうされていたんですか。 保護者が頑張ってされていたのかどうか。

# 委 員

従来医療的ケアが必要な方がいたかどうか、私も把握できていないところなんですけど。

# 委員

ニーズはやり始めるとどんどん出てくる可能性はあるかと思いますけど。

#### 委員

把握はしとってんですよね。調査がありましたよね。医療的ケアが必要な子のアンケートが 前に各学校にあって。自立支援協議会でしましたよね。

# 委員

大阪では当たり前のようにされているということですが。

# 委 員

はい、当たり前です。

# 委 員

そういう良いところはどんどん取り入れて誰でも来てねというような体制にしておかない と。またやりましょう。何人来てもいいように。

## 委 員

はい。

# 会 長

事前に申し出いただいた情報提供は以上ですが、他にございませんか。

ないようでしたら、次第8その他ですが、その他何か発言はございますでしょうか。事務局 から連絡事項等ありますか。

## 事務局

本日配布しておりますチラシについてご説明いたします。

これはひょうご障害者福祉計画についての意見を募集するチラシとなっております。障がいのある方やその家族、また一般の方から広く意見募集を行うものでございまして、兵庫県のホームページやこのチラシの裏面の用紙から応募することができますので、関係者や関係機関に周知などお願いできればと思います。チラシの追加が必要であれば障がい福祉係まで連絡をお願いします。

以上です。

# 会 長

この件について、何かご質問等はございますか。 他に事務局から連絡事項等ありますか。

# 事務局

次回協議会の開催については、来年3月を予定しております。 事務局からは以上です。

## 会 長

ほかに無いようでしたら、これで本日の議題は全て終了しました。

それでは、これをもちまして、令和元年度第 1 回赤穂市障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。本日は大変お疲れ様でした。